

税理士・田中誠のつぶやき

グローバル企業の「税逃れ」問題①

節税と税収巡り各国で紛糾

税率や課税する対象をはじめ、税制度は国ごとに異なります。そこで、グローバル企業はルールの違いを巧みに利用し、納税額を少しでも抑えようとします。これが、**タックス・プランニング**です。株主にとっても、税金が少なければ配当を増やすなどの株主還元策が期待できます。アップルやスターバックスなど、グローバル企業は「節税」対策をすることが当然なのです。

この問題が注目されるきっかけは、米スターバックスの英国での節税対策です。スタバが税率の低いスイスやオランダに利益が集まるようにしたため、1998年の英国進出から累計で30億ポンド(約4500億円)の売上高があったのに、860万ポンド(約13億円)しか法人税を支払っていなかったと、英国の政治家や消費者から一斉に批判されました。米国で実態があるアップルもアイルランドの会社を活用することで、税逃れをしていると米議会から糾弾されました。

税金の負担を軽くするために企業は知恵を絞っているのですが、国は本来払うべき金額を納めていない「税逃れ」だと指摘します。水が高いところから低い所に流れていくように、税金が低い所に企業も集まります。問題は、利益を生み出す所得の源泉地とその税納付先が異なる場合です。

この問題を各国政府は見逃せなくなっています。どの国も財政状況が厳しく、いかに税収を確保するかが重要な課題になっているからです。欧州は債務危機に振り回され、日本や米国も厳しい運営を迫られています。財源の確保のため、税収のすり抜けを許す余裕がなく、批判を強めているのです。

今年6月の主要8カ国(G8)首脳会議(サミット)でも対策が話し合われましたが、これという策はまだ見つかっていません。経済協力開発機構(OECD)では、グローバル企業に世界全体で課税してから各国に配分するという方式が浮上しています。ただ誰もが納得する配分方法にするのは難しいでしょう。G8では企業や個人の資金の流れを把握するため、金融機関が保有する口座情報を他の国の税務当局と共有する枠組みをつくることでまとまりました。(右上参照)

G8の検討される対策

回避の事例	対策
低税率国へ特許を写し、特許使用料の税負担回避	海外子会社に特許を譲渡する際のルールを作る
利子を損金算入できることを利用した税負担回避	海外の関連会社に支払う利子の金額の制限
タックスヘイブンを利用した税負担回避	低税率国の子会社所得を親会社所得と合算し課税
電子取引への課税が不十分	海外からインターネットで物販する企業にも課税
海外に保有する資産の把握が困難	外国人の口座情報を多国間で共有

国際的な課税ダンピング競争

一方で、税率を低くすれば企業の進出を促すことができ、雇用を生み出し、経済活性化につながりますので、各国で引き下げ競争が激しくなっているのです。一つの企業から徴収できる金額が減っても、納税してくれる対象企業が増えれば税収を増やすことは可能です。G8の議長国として課税回避防止策をまとめたイギリス自身が法人減税を発表しているのですから、どこか矛盾しています。

しかし税率引き下げ競争が行き着く先は財政悪化です。OECDは1998年、『有害な税の競争』という報告書をまとめています。さらに、IT(情報技術)化の進展で、どんな条件を満たす企業に課税するのか、難しくなっています。

今、各国は課税権の奪い合いになっています。しかも、税率引き下げ競争が企業の節税・税逃れを誘発している面もあります。国同士、あるいは国と企業とのせめぎ合いが続くのは避けられそうにありません。

それでは、どのような租税回避が問題となっているのか、次回以降その具体例を見ていきましょう。